

令和2年11月16日

公益社団法人神奈川県薬剤師会長 様

神奈川県教育委員会教育局
指導部保健体育課長
[公 印 省 略]

「新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）」

日頃より本県の学校保健の推進について御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、令和2年11月13日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡があり、別添のとおり、令和2年11月16日付けで各県立学校長あてに依頼しています。ついては、県下の薬剤師会に周知くださるようお願いいたします。

問合せ先
保健安全グループ 岡本
電話 (045) 210-8309 (直通)

令和2年11月16日

写

各県立高等学校長 様
各県立中等教育学校長 様

教育監

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）

県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動における保健管理等の扱いについては、令和2年8月28日付け「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン（令和2年8月28日版）について」及び同年9月4日付け「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について（送付）」で示しており、各学校で取り組んでいただいているところです。

そうした中、11月に入り、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が広がり、本県においても、11月12日と13日には、過去最多の140人台の新規感染者が発生しており、11月14日に開催された新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議においては、県内医療機関に対して病床拡大の要請（医療アラート発動）が行われるとともに、改めて、感染防止対策の徹底などの知事メッセージが示されました。

併せて、別添写しのとおり、令和2年11月13日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありましたので、送付します。

各学校においては、今後の感染の拡大を警戒し、これらのガイドライン等に基づいた取組が徹底されているか、改めて点検していただくようお願いします。特に、生徒に対して次の①から③に関する指導を徹底するとともに、保護者に対しても感染症対策への理解と協力について働きかけるようお願いします。また、次の④、⑤について、別添写しの事務連絡も参考に、取組の徹底を図ることなどにより、改めて、感染症防止対策とまん延防止対策の徹底を図るよう、併せてお願いします。

- ① 登校前に検温及び健康観察を行い、その結果を健康観察票（ICTを用いることも可）に記載させ、過去16日間（健康観察票1枚裏表）以上のものを保存させること。
- ② 発熱等の風邪の症状がある場合や何らかの体調不良がある場合は、登校せず、自宅療養するよう指導すること。また、医療機関への受診を勧め、経過について学校に継続的に連絡させること。
- ③ こまめな手洗い及びマスクの着用を徹底させること。ただし、十分な身体的距離が確保できる場合や体育の授業においては、マスクの着用は必ずしも必要ではないこと。
- ④ 換気については、冷暖房器具を使用する場合も、適切な室温や湿度の維持に配慮しながら、窓を開けた換気や機械換気を行うこと。換気の種類や室温などについては、天気や教室の位置によっても異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談するとともに、生徒の服装についても配慮すること。
- ⑤ 多くの生徒や教職員が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清拭消毒を行うこと。

問合せ先
保健安全グループ 岡本、菅沼
電話 (045)210-8309 (直通)

令和2年11月16日

写

各県立特別支援学校長 様

教育監

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）

県立特別支援学校の教育活動における保健管理等の扱いについては、令和2年9月2日付け「県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドライン（令和2年9月2日版）について」及び同年9月4日付け「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について（送付）」で示しており、各学校で取り組んでいただいているところです。

そうした中、11月に入り、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が広がり、本県においても、11月12日と13日には、過去最多の140人台の新規感染者が発生しており、11月14日に開催された新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議においては、県内医療機関に対して病床拡大の要請（医療アラート発動）が行われるとともに、改めて、感染防止対策の徹底などの知事メッセージが示されました。

併せて、別添写しのとおり、令和2年11月13日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありましたので、送付します。

各学校においては、今後の感染の拡大を警戒し、これらのガイドライン等に基づいた取組が徹底されているか、改めて点検していただくようお願いします。特に、児童・生徒等に対して次の①から③については、発達段階に応じた指導を徹底するとともに、保護者に対しても感染症対策への理解と協力について働きかけるようお願いいたします。また、次の④、⑤について、別添写しの事務連絡も参考に、取組の徹底を図ることなどにより、改めて、感染症防止対策とまん延防止対策の徹底を図るよう、併せてお願いします。

- ① 登校前に検温及び健康観察を行い、その結果を健康観察票（ICTを用いることも可）に記載させ、過去16日間（健康観察票1枚裏表）以上のものを保存させること。
- ② 発熱等の風邪の症状がある場合や何らかの体調不良がある場合は、登校せず、自宅療養するよう指導すること。また、医療機関への受診を勧め、経過について学校に継続的に連絡させること。
- ③ こまめな手洗い及び原則マスクの着用を徹底させること。ただし、体育の授業において十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必ずしも必要ではないこと。
- ④ 換気については、冷暖房器具を使用する場合も、適切な室温や湿度の維持に配慮しながら、窓を開けた換気や機械換気を行うこと。換気の種類や室温などについては、天気や教室の位置によっても異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談するとともに、児童・生徒等の服装についても配慮すること。
- ⑤ 多くの児童・生徒等や教職員が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清拭消毒を行うこと。

問合せ先
教育指導グループ 堀野、荒井
電話 (045) 210-8276 (直通)